

## 『ケース別 非上場会社の株価決定の実務』 お詫びと訂正

本書におきまして以下のように誤りがございました。お詫び申し上げますとともに、次のとおり訂正を致します。

中央経済社

該当箇所	誤	正
128ページ 下から8行目	本件株価の評価にあたり、本件取引が少数株主 <b>B</b> の純粋な	本件株価の評価にあたり、本件取引が少数株主 <b>D</b> の純粋な
171ページ 下から5行目	「カネボウ株式買取価格決定申立事件抗告審決定」(高裁平成	「カネボウ株式買取価格決定申立事件抗告審決定」( <b>東京</b> 高裁平成
190ページ 上から2行目	「カネボウ株式買取価格決定申立事件抗告審決定」(高裁平成	「カネボウ株式買取価格決定申立事件抗告審決定」( <b>東京</b> 高裁平成
190ページ 上から16行目	また、平成29年1月26日東京高裁 <b>判決</b> では、譲渡制限株式の	また、平成29年1月26日東京高裁 <b>決定</b> では、譲渡制限株式の
190ページ 上から19行目	の申立てを行った事案において、原決定(東京地裁平成28年9月9日 <b>判決</b> )が	の申立てを行った事案において、原決定(東京地裁平成28年9月9日 <b>決定</b> )が
231ページ 上から16行目	これに関連し、平成29年1月26日東京高裁 <b>判決</b> において、	これに関連し、平成29年1月26日東京高裁 <b>決定</b> において、

以上